

## 南砺市地区福祉活動助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域共生社会の実現を目指し誰もが安心して暮らせるよう福祉課題の解決に向けて取り組む事業と、継続的に取り組むことを必要とする地区の福祉事業に対し、助成金を交付するため必要な事項を定める。

(助成対象)

第 2 条 地域づくり協議会

(助成金額)

第 3 条 助成上限金額の算定は、別表に定めるところによる。

(助成期間)

第 4 条 令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年とする。

(助成内容)

第 5 条 次の (1) ～ (6) 各号のいずれかに該当する取り組みと、その他継続を必要とする福祉事業に要する経費に対し、助成するものとする。人件費、備品購入費、懇親会費は対象としない。

- (1) 閉じこもりがちな高齢者や障がい者、貧困家庭など要支援者を配慮した誰もが集える居場所をつくる取り組み (だれでもサロン、農園づくり、地域食堂等)
- (2) 心配ごとを気軽に相談できる場をつくる取り組み (なんでも相談会等)
- (3) 子育て家庭を支援し、地域全体で子どもたちを育もうとする取り組み (子育てサロン、学習支援、子ども食堂、長期休暇中の居場所づくり等)
- (4) 孤立・引きこもりがちという課題に対しての取り組み (対象者の把握と声かけ、友愛訪問、配食サービス等)
- (5) 見守り対象者、要支援者の災害時の安否確認や避難協力を考える取り組み (支え合いマップづくり、自主防災組織や民生委員等との連携等)
- (6) 買い物支援、移動支援、そのニーズ調査など福祉課題に対応する取り組み

(申請と事業報告)

第 6 条 5 月 15 日までに申請の手続きを行い、事業実施後は事業報告書および収支決算書を提出するものとする。ただし申請および事業報告の添付書類について、総会資料に添付すべき事項が掲げている場合は、総会資料をもってかえることができる。

別表 (第 3 条関係)

財 源	助成金額の算定	
市社協会費	均等割額	各地区一律 110,000 円
市社協積立金	会費納入額	各地区域の前年度市社協一般会費納入額に 2 分の 1 を乗じた額

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。